

津福公園防災型大型複合遊具設計・設置業務の要求水準

1. 要求水準の意義

この要求水準は、津福公園防災型大型複合遊具設計・設置業務プロポーザルの参加事業者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。プロポーザル参加事業者は、この要求水準に明記されている事項（以下「要求水準」とする。）を満たした上で、本業務に関する企画提案を行うことができる。また、本業務の受託者は、業務期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2. 業務内容

- ・ 防災型大型複合遊具の実施設計
- ・ 防災型大型複合遊具の製作設置（基礎工事及び土木工事を含む）
- ・ 安全施設の設置（安全表示板・安全マット・安全柵等）
- ・ 防災学習啓発パネルの設置

3. 要求水準

（1）目的物に関する事項

- ①津福公園のランドマークとなるような遊具であり、周辺の景観や公園の景観と調和のとれた独創性のあるデザインにすること。また、展望性や見晴らしの良さも配慮すること。（ある程度の高さを有した遊具とすること）
- ②遊具の対象年齢は6歳～12歳を基本とする。（設置場所が児童遊具ゾーン）
- ③久留米市のイメージキャラクターである『くるっば』を遊具のシンボルとして使用すること（くるっばデザイン使用要綱、くるっばデザイン使用規定に基づくものとする）
- ④施設を構成する主たる部分が災害時に使用できる形態となるような防災型の遊具であり、特に下記の防災形態条件は必ず提案に組み込むこと
 - ・ テント幕などを張ることにより、『風雨をしのぐスペース』がつけられること。その際には、テント幕も含めて組み込むこと。なお、そのスペースについては、更衣室、救護診察室、授乳室、休憩室などでの使用を想定しており、主たる部分がこのスペースになること。
 - ・ 上記のテント幕やそれを設置する際のはしごや器具類、または、災害時に必要な備品関係を収納できる『収納ボックス』を設けること。
 - ・ 日常の遊ぶ中で災害時等に役に立つ情報や身の守り方、津福公園の防災施設についての説明などを記した『防災学習啓発パネル』を設置すること。設置する場所は遊具の壁面や上記の収納ボックスの壁など見やすい位置を想定している。
 - ・ 防災機能を有している部分は、提案遊具の遊具機能のある平面投影面積の50%以上となるようにすること。なお、立体的に重なる部分については、防災機能を有している部分としてそれぞれ加算しても良いこととする。

- ⑤近年の子どもたちの遊具に対するニーズを的確に把握したうえで、利用者の五感や好奇心を刺激し、冒険心やチャレンジしたくなるような遊びの質に配慮すること。また、遊びの要素や配置・構造並びに動線や遊び方のストーリー性などを考慮し、飽きがない面白い仕掛け、回遊性、遊びの連続性など、魅力ある遊具であり、繰り返し来たくなると思う、集客性、リピート性に配慮すること。
- ⑥遊びの要素としては、滑降系・懸垂運動系・登はん運動系・平衡運動系を必ず設置すること。滑降系については、大小3種類以上設置すること。その他の要素については、各遊び系2種類以上の要素を設置すること。
- ⑦遊具には滑降系等の下などに、ゴムチップやセーフティマット等必要な安全施設を設置すること。
- ⑧設置範囲は安全領域範囲も含め、20m×30m範囲程度に入ること。
- ⑨遊具は、維持管理（交換・修理）しやすい材質・構造とすること。
- ⑩遊具の規準は以下のものに適合すること。
 - ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（国土交通省）
 - ・「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人 日本公園施設業協会）

（2）設計・設置に関する事項

- ①設計、設置に関しては、「土木工事共通仕様書（福岡県県土整備部）」、「土木工事施工管理の手引き（福岡県県土整備部）」、「設計業務等共通仕様書（福岡県県土整備部）」第1編 共通編等に基づく他、関係法令を遵守し、履行すること。
- ②設置に先立ち、施工計画書（簡易版）として、施工「施工管理計画」「安全管理」「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正管理方法」について記載した書類を提出すること。
- ③下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。
- ④設置基盤の最終的な仕上がりは芝生となるが、本業務の設置においては、芝生施工前の仕上げ高さとし、植栽客土（20cm）の施工までを対象とする（対象の箇所及び面積については、実施要項別添の津福公園計画図に示す）。ただし、部分的もしくは全体的に遊具周辺をゴムチップなどで施工する提案を行う場合は、その限りではない。
- ⑤植栽客土については、真砂土（pH5.0～6.5）とする。
- ⑥詳細設計の成果として、報告書を作成するものとする。報告書は、設計条件、構造形式決定の経緯と選定理由、構造各部の検討内容、主要断面・主要部分の寸法など設計計算の主要結果等の設計概要をとりまとめるものとする。
- ⑦設計成果品については、下記を2部納品すること。
 - ・設計図（縮小版製本A3版）
 - ・報告書（設計計算、数量計算を含む）（バインダ-形式A4版）
 - ・上記電子成果品（CD-R等）ファイル形式は、報告書：PDF、Word、Excel、図面：PDF及びSFCとする。
- ⑧受託者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知し、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を受けなければならない。

4. 引き渡し後の保証・点検

- ①受託者において遊具等の製品保証をする。
- ②受託者は、保証期間中は遊具の定期点検を実施するものとし、定期点検については、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」に準じ、その点検結果を発注者に報告すること。
- ③点検に掛かる一切の費用は、受託者の負担とする。